

2015年度後期 外国書講読  
第1回授業

# ガイダンス ＋ 宇宙法政策の概要

2015年9月29日

神戸大学 大学院 法学研究科

高屋友里

# ガイダンス

シチュエーションナルトレーニング プログラム

講師の自己紹介

講義の最終目標

授業の進め方

宇宙法政策概要

# シチュエーションルトレーニング プログラム

- ◆神戸大学法学部・法学研究科が展開している  
法学・政治学教育の新しい試み  
[HTTP://WWW.LAW.KOBE-U.AC.JP/STP/](http://www.law.kobe-u.ac.jp/stp/)
- ◆文部科学省の特別経費で運用される  
2014年度から2016年度の3年間のプログラム
- ◆国際・国内双方における法的、政治的な様々な意思決定の場面や  
プロセスを再現・仮構し、そこでのプレイヤーの立場に  
自らをおく経験を積んでいくことを目指しています
- ◆模擬国連・模擬仲裁・**模擬裁判**・インターンシップなど

## 授業の最終目標 ①

「自分で学ぶ方法を学ぶ」  
”To learn how to learn **by yourself**“

- ◆リサーチ力 新しい課題について**確かなリソース**にたどり着く
- ◆分析力 まずは**バランス**よく情報を読み取る→**解釈**
- ◆理論構成力 説明材料を吟味し、説明する**順番を工夫**する
- ◆プレゼンテーション力 「**人に理解**してもらおう」視点を持つ

## 授業の最終目標 ②

英語での交渉スキルを学ぶ  
”To learn how to **negotiate in English**“

- ◆発音 国際会議・国際機関で使われる英語の発音をモデルに
- ◆スピード 非英語圏の人でもわかりやすいスピード
- ◆表現方法 **明晰さ**(clarity)を求める
- ◆プレゼンテーション力 「**人に理解**してもらおう」視点を持つ

# 授業の進め方

## ◆時間 《8:50～10:20》

8:50 ～ 9:30 基礎講義 (40分)

9:30 ～ 09:45 グループ・ディスカッション(日本語可)

09:45 ～ 10:55 Team A (意見発表+質疑応答)(英語)

10:55 ～ 10:05 Team B (意見発表+質疑応答)(英語)

10:05 ～ 10:15 オープン・ディスカッション(英語)

10:15 ～ 10:20 出席票(コメント・質問)

## その他

◆パソコン持ち込みOK

◆HP: [spacelawnotebook.com](http://spacelawnotebook.com)

「授業」

質問と回答: みなさんからの質問・コメントにできる限りお答えします(出席票)

HPに掲載して欲しくない場合はチェック欄に

配布資料: PDFでパスワードがかかっている場合→「spacelaw」

◆再来週10月13日は休講(国際宇宙法学会に出席するため)

◆特別講義: 10月27日 国連宇宙部職員 Dr. Werner Barogh 「国連と宇宙」

◆その他: 宇宙関連イベントについて適宜お知らせします

◆メールアドレス: 高屋友里 [takaya@rabbit.kobe-u.ac.jp](mailto:takaya@rabbit.kobe-u.ac.jp)

# 宇宙法政策：概論

# 1. はじめに

## ①宇宙活動とは？

### ◆宇宙活動の分類

民生利用 **Civil Uses** (例: **科学目的**の宇宙探査)

商業利用 **Commercial Uses** (例: 商業衛星打上げ活動)

軍事利用 **Military Uses** (例: 軍による情報収集)

### ◆宇宙技術の性質

民生にも軍事にも使える

**軍民両用**の性質

“**Dual Use**”



© JAXA



© NASA ESA

# 1. はじめに

## ②1967年宇宙条約第1条ですべての国家に認められる権利

### ◆宇宙空間を自由に利用する権利

(例)人工衛星  
地球観測衛星  
天文観測衛星  
通信衛星  
測位衛星



### ◆宇宙空間を自由に探査する権利

(例)  
米国 アポロ計画  
日本 小惑星探査はやぶさ  
欧米 火星探査



### ◆宇宙空間へ自由にアクセスする権利

(例)  
ロケットによる打上げ活動  
スペースシャトル  
地球観測データ

## 2. 国際宇宙法とは

### ①背景： 航空法の誕生

1902年 国際法協会ブリュッセル会議

気球飛行 Balloon Flightに関する規律の必要性が確認

1903年 ライト兄弟が有人飛行に成功

1909年 Blériotによるイギリス海峡横断

1910年 パリ国際航空会議(18か国参加)

→航空圏とその下の国との法的関係については決裂

1919年 パリ条約(領空主権)を発端に航空法が発展

## 2. 国際宇宙法とは

### ②背景：V2ミサイルの誕生

- ◆第2次世界大戦中、V2ミサイル(ロケット)が開発・使用  
大陸間弾道ミサイル(Inter-Continental Ballistic Missiles: ICBMs)  
→ロンドン約1300発以上撃ち込まれる
- ◆戦後の技術移転 米国・旧ソ連へ**技術移転**(技術者+V2ミサイル)  
→冷戦下の米ソによる「**宇宙(軍拡)競争**」が始まる
- ◆米ソの宇宙競争
  - 1957年-1958年 国際地球観測年(International Geographical Year)
  - 1957年 旧ソ連が初の人工衛星SPUTNIK-1の打上げに成功
  - 1958年 国連に**アドホック宇宙空間平和利用委員会**が設置
  - 1961年 旧ソ連が初の有人宇宙飛行Vostok1号に成功(Yuri Gagarin)  
⇒宇宙空間も人間活動の場となり、秩序が必要となる

## 2. 国際宇宙法とは

### ③ 国連宇宙空間平和利用委員会 (UNCOPUOS) の設置

◆ 1959年 UNCOPUOSが常設機関として設置

◆ 委員会活動の流れ

2月 科学技術小委員会 3/4月 法律小委員会 6月 UNCOPUOS

10/11月 国連総会第4委員会へ報告書を提出

国連総会決議「宇宙空間平和利用における国際協力」

◆ 現在77か国と30国際機関が参加

◆ コンセンサス方式を採用

◆ 検討事項 宇宙空間の平和利用に関する問題を検討  
国際協力/情報交換/法的問題を検討

※ 軍事利用に関する問題は検討できない

→ 国連機関ではないジュネーブ軍縮会議で検討される

## 2. 国際宇宙法とは

### ④ 国際宇宙法の法源

- ◆ 宇宙諸条約：
  - 1967年 宇宙条約
  - 1968年 宇宙救助返還協定
  - 1972年 宇宙損害責任条約
  - 1975年 宇宙物体登録条約
  - 1979年 月協定
- ◆ ソフトロー：
  - 1982年 直接放送衛星原則
  - 1986年 リモートセンシング原則
  - 1992年 原子力電源使用制限原則
  - 1996年 スペースベネフィット原則
  - 2004年 「打ち上げ国」概念適用
  - 2007年 宇宙物体登録実行向上勧告
  - 2013年 探査・利用に関する国内法制定勧告

## 2. 国際宇宙法とは

### ⑤ 1967年宇宙条約

- 第1条 宇宙空間の探査利用の自由
- 第2条 領有の禁止
- 第3条 国連憲章を含む国際法の適用
- 第4条 平和利用原則(WMD地球軌道配備の禁止)
- 第5条 宇宙飛行士に対する援助
- 第6条 国家責任
- 第7条 国の賠償責任(地表と飛行中の航空機への損害)
- 第8条 管轄権と権利(宇宙物体の登録)う
- 第9条 宇宙活動の協力
- 第10条 観測の機会
- 第11条 情報の提供
- 第12条 査察 (※第13-17条 条約上の手続き)



どこからが宇宙ですか？

©JAXA/NHK

## 2. 国際宇宙法とは

### ⑥ 宇宙空間の定義

◆用語： 宇宙空間 **Outer Space** vs. 空域・領空・大気圏 **Air Space**

◆国際法上の定義： UNCOPUOSで長年議論されるも  
空域(Air Space)との境界線はいまだ画定せず

◆定義がない理由： ①国家主権→領空○ 宇宙×  
②コンセンサス方式

◆法的地位： 宇宙条約第1条 「**全人類に認められる活動分野**」

◆宇宙法適用に関する議論：

ロシア：**空間説**：打ち上げ物体が軌道を描き始める  
地上100－110 km以上の空間に適用

米国：**機能説**：宇宙活動を行う機能を有する宇宙機に適用

### 3. 宇宙政策とは

◆宇宙活動に関する国家の政策・方針

◆主な構成要素：  
戦略的要素  
経済的要素  
政治的要素

◆機能：（例）  
国際協力の促進  
国内法制定の指針  
情報開示により宇宙活動における透明性確保  
宇宙産業の育成

### 3. 宇宙政策とは： 米国の例

- ◆アイゼンハウアー政権

  - 1958年 NASA法

  - 宇宙空間の民生利用と軍事利用を明確に区別

- ◆カーター政権・レーガン政権

  - 宇宙政策見直し

  - スペースシャトルの主な役割も検討

- ◆クリントン政権 **1996年国家宇宙政策** (National Space Policy)

  - ソ連崩壊をうけ、安全保障、外交、経済成長、  
商業宇宙活動について明記

- ◆ブッシュ政権 **2006年国家宇宙政策**

  - 安全保障を重要視(自衛権行使を示唆)

- ◆オバマ政権 **2010年国家宇宙政策**

  - 国際協力・透明性・信頼醸成措置・商業宇宙活動

### 3. 宇宙政策とは： 米国の例

#### ◆国内宇宙法

1934年 通信法

1958年 国家航空宇宙法 (NASA Act)

1990年 宇宙空間における発明 (特許法)

1992年 陸域リモートセンシング政策法

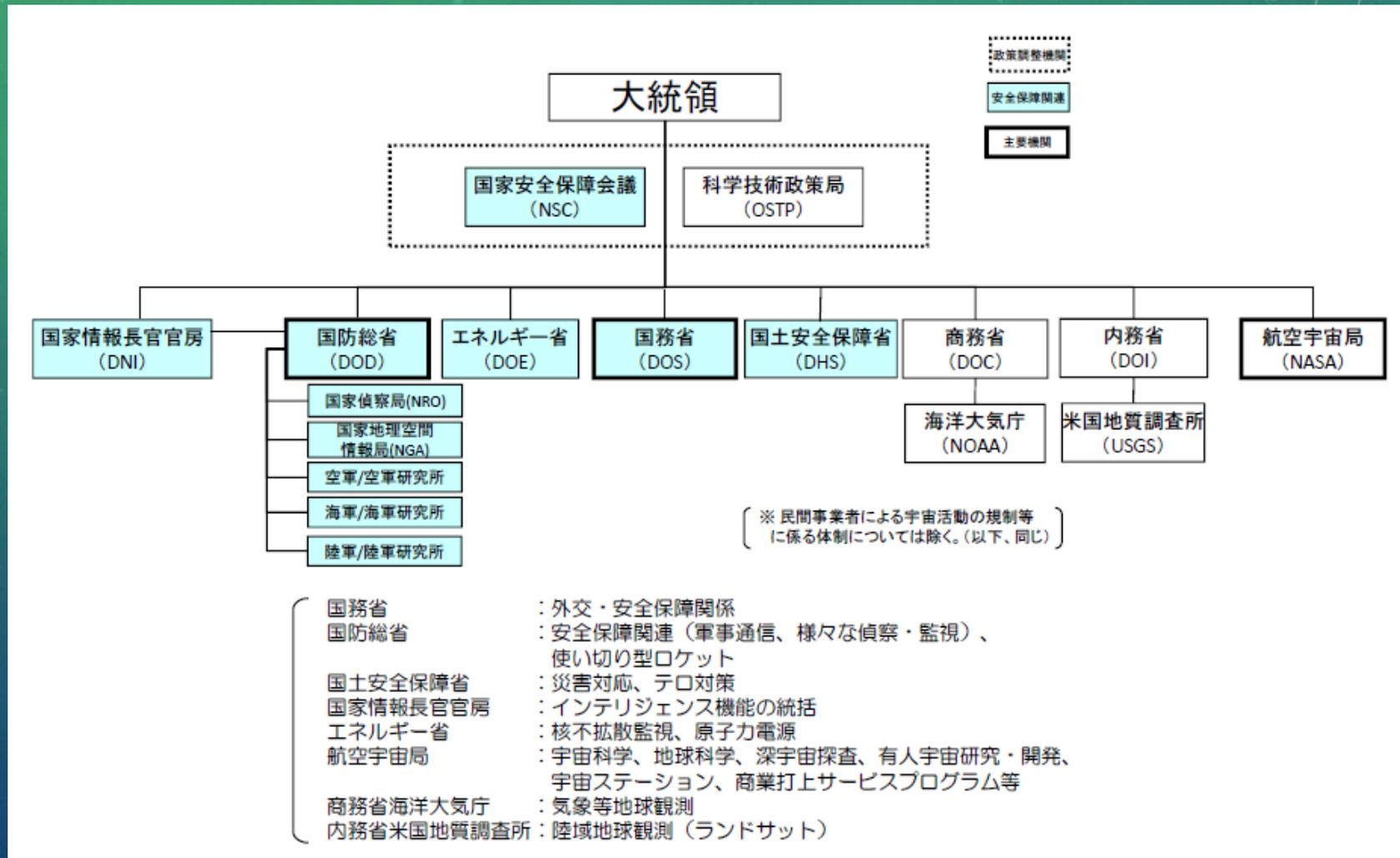
1998年 商業宇宙法

2004年 商業宇宙打上げ法

#### ◆宇宙プロジェクトに関する二国間条約は多数

(例) 国際宇宙基地協力協定 (新IGA)

# ◆米国：宇宙活動関連省庁



# 調査・分析方法のガイダンス

The background features a vertical gradient from light green at the top to dark blue at the bottom. On the right side, there are several faint, semi-transparent circular elements, including a scale with numerical markings from 80 to 200 and various concentric circles and arrows.

# 宇宙法政策の調査・分析： 主な情報源

## ①インターネット

国連宇宙室 (Office for Outer Space Affairs) やその他の国際機関のHP

各国の政府機関 (各省庁)・宇宙局のHP

政府系研究機関のHP (例: Congressional Research Service)

大学の研究所 (例: 慶應義塾大学 宇宙法センター)

NGO・NPOのHP (例: Arms Control Association)

※Wikipediaの場合、文献脚注を使う

## ②図書

出版社が有名な図書

## ③論文・雑誌・学会誌

## 宇宙法政策の調査・分析： 各要素 (ELEMENT) からの分析

- ①宇宙政策 → 宇宙活動における**目標** (国家戦略と重なる)
- ②宇宙法 (国内法) → 目標達成のための**手段**としての法制度
- ③関係省庁・宇宙機関 → **管轄**は？
- ④プロジェクト (Civil / Commercial / Military) → 宇宙活動の**動向**を知る
- ⑤予算 → 増えてる？ 減ってる？ 優先順位は？
- ⑥国際協力 → どの国と協力プロジェクトがある？  
宇宙ビジネスで多国籍企業は？

⇒ その国の宇宙活動の**流れ**や**強み**を知る

## 次回の授業

### ◆基礎講義

「Space Security in the 21<sup>st</sup> Century: From Policy to Practice」

“宇宙と戦略：理論から政策へ” (pp. 15-38)

### ◆グループディスカッションの

テーマ：「なぜ宇宙活動をするのか」

#### ①基礎知識

宇宙技術の性質は？

国連加盟国が193か国に対して、

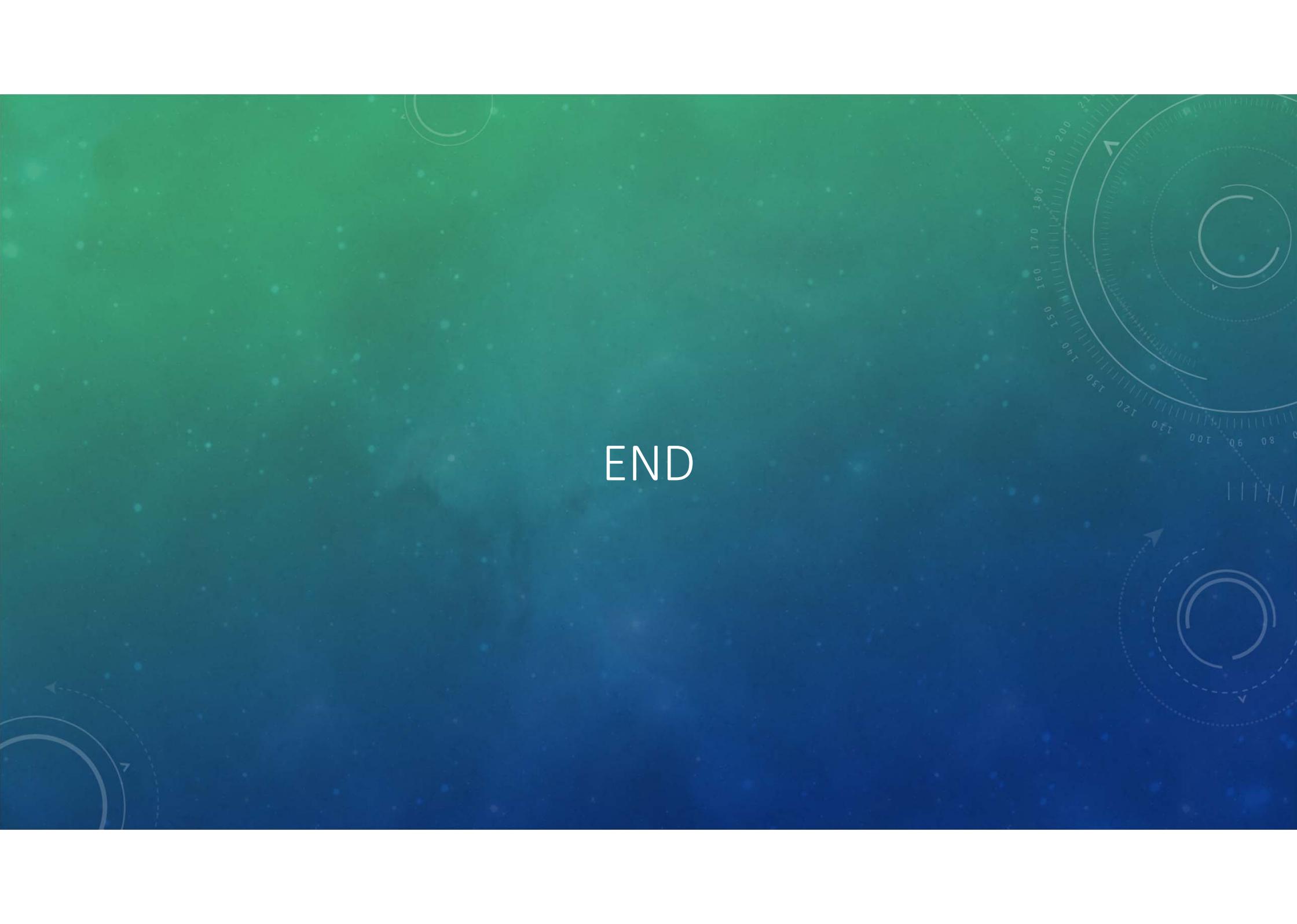
ロケット打ち上げ能力を有するのは現在9か国

(日・米・露・EU・中・印・ウクライナ・イスラエル・イラン)

#### ②メリット・デメリット

#### ③チームのリーダーは？

#### ④来週までに各自準備してきましょう



END